

提供区域を3時間以内で送達することが適切であることの
確認に当たって説明していただく事項

3時間以内の送達につきましては、その提供区域で3時間以内での送達を適切に行うことが可能であることを確認するため、以下の①から⑤までの点についてご説明していただく必要があります。

複数の送達手段を用いられる場合には、それぞれの送達手段の提供区域ごとに、以下の①から⑤までの事項の説明をお願いします。なお、その提供区域における最高制限速度が同じなど3時間以内での送達の確認といてよい送達手段については、いずれか一つの送達手段の実測をもってその他の送達手段の実測を省略しても構いません。例えば、普通自動二輪車ですり抜けをしないで流れにのって実測する場合は、軽自動車についての実測を省略しても構わないと思われま

- ① 提供区域において信書便物に用いる経路のうち、道路交通法令の規定を遵守して信書便物の送達に用いる送達手段で当該経路を移動した場合に通常要する時間が最も長い一の経路（＝最長時間経路）
- ② 最長時間経路の距離並びに使用する道路名、始点、終点及び経由点の交差点名
（経由点の交差点名の部分においては、右に行くのか、左に行くのかを（右）、（左）の別で記載願います。）
- ③ 最長時間経路の移動実測時間
実測は、平日の朝又は夕方の混雑時間帯と平日の昼間の時間帯で計測願います。また、計測日時も記録願います。
- ④ 引受け及び区分に要する時間（＝引受等所要時間）
区分されない場合は、引受け作業に要する時間のみ算出していただいで結構です。
- ⑤ 提供区域又は区間と最長時間経路を示す地図
最長時間経路の使用経路が詳細にわかる程度の適宜の縮尺によって提供区域と経路が記載された地図を提出してください。また、最長時間経路の記載方法につきましては、経路をラインで引くとともに、経路の使用道路名と始点、終点及び経由点の交差点名と経路の総距離を記載願います。（交差点名が不明の場合や始点又は終点が交差点でない場合は目印となる施設名、地番、交差する道路名等により、場所を特定できるよう記載願います。）